

秋田市長 穂積 志 様

要 望 書

仮称・芸術文化交流施設整備の
早期方針決定について

平成 28 年 12 月 12 日

秋 田 商 工 会 議 所
会 頭 三 浦 廣 巳

仮称・芸術文化交流施設整備の 早期方針決定について

旧県立美術館の利活用については、平成29年3月の内閣府認定を目指している「秋田市中心市街地活性化基本計画案（以下、「基本計画案」という。）」において、「仮称・芸術文化交流施設」として整備する方針が示されております。

基本計画案では、基本コンセプトを「千秋公園と連携した城下町ルネッサンス（中心市街地の再生）」とし、県・市連携文化施設を核に既存の文化施設等と連携した「芸術文化ゾーン」を形成することで、市民が日常的に集い、活動し、暮らしの豊かさを実感できる場として充実させていくことを目指しております。

この芸術文化ゾーンの役割分担の中で、旧県立美術館は、創造・活動・交流をキーワードとした発信型の施設として、ゾーン全体を面的に充実させる重要な位置づけにあります。

当所が中心市街地の活性化に関する法律に基づき事務局を所管しております秋田市中心市街地活性化協議会では、このような考え方のもとにまとめられた基本計画案について議論を重ねた結果、文化をキーワードにまちづくりを進めたいという中心市街地商店街の方向性にも合致することから、12月2日に「概ね妥当である」という意見書を提出したところです。

当所としても、基本計画案および芸術文化ゾーンの形成に沿ったまちづくりを強力的に推進していただきたいと考えておりますので、旧県立美術館の利活用につきましては、原案通り「仮称・芸術文化交流施設」として整備する方針を決定していただきますよう、何卒よろしく願い申しあげます。